

J A M 政策NEWS

2012年7月31日 第2012-44号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本礼一

【編集】政策・政治グループ

03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

平成24年度『地域別最低賃金』の改定額の目安が示されました

** Aランク=5円、B・C・Dランク=4円 **

7月26日の中央最低賃金審議会（委員各4人：公益委員、労働側委員（JAMから木住野組織・調査副グループ長）、使用者側委員）は、地域別最低賃金（以下、地賃）の目安をとりまとめました。

ラ ン ク	都道府県	2011年度改定			2012年度 目安 (円)
		最低賃金額		発効日 (2011年)	
		時間額	引上額		
A	東京	837	16	10月1日	5
	神奈川	836	18	10月1日	
	大阪	786	7	9月30日	
	愛知	750	5	10月7日	
	千葉	748	4	10月1日	
B	埼玉	759	9	10月1日	4
	京都	751	2	10月16日	
	兵庫	739	5	10月1日	
	静岡	728	3	10月14日	
	三重	717	3	10月1日	
	広島	710	6	10月1日	
	滋賀	709	3	10月20日	
	栃木	700	3	10月1日	
	長野	694	1	10月1日	
	茨城	692	2	10月8日	
	富山	692	1	10月1日	
C	岐阜	707	1	10月1日	4
	北海道	705	14	10月6日	
	福岡	695	3	10月15日	
	奈良	693	2	10月7日	
	群馬	690	2	10月7日	
	山梨	690	1	10月20日	
	石川	687	1	10月20日	
	和歌山	685	1	10月13日	
	岡山	685	2	10月27日	
	福井	684	1	10月1日	
	山口	684	3	10月6日	
	新潟	683	2	10月7日	
	宮城	675	1	10月29日	
香川	667	3	10月5日		
D	福島	658	1	11月2日	4
	青森	647	2	10月16日	
	秋田	647	2	10月30日	
	山形	647	2	10月29日	
	徳島	647	2	10月15日	
	愛媛	647	3	10月20日	
	熊本	647	4	10月20日	
	大分	647	4	10月20日	
	鹿児島	647	5	10月29日	
	鳥取	646	4	10月29日	
	島根	646	4	11月6日	
	佐賀	646	4	10月6日	
	長崎	646	4	10月12日	
	宮崎	646	4	11月2日	
	岩手	645	1	11月11日	
	高知	645	3	10月26日	
	沖縄	645	3	11月6日	
加重平均		737	7		

JAMは、2010年6月の雇用戦略対話(政労使)で合意された『できる限り早期に全国最低800円の確保、全国平均1,000円を目指す』に基づき生活保護水準を上回ることはもとより、一般労働者の賃金、高卒初任給の水準を重視し最低賃金の水準引き上げをめざしています。

地賃とは

- ・ 年齢、性別、職種、企業規模、雇用形態、雇用期間、国籍等を問わず全労働者に適用。
- ・ 時間額で示されます。
- ・ 地賃を守らなかった使用者への罰則額の上限は...
50万円×労働者数×賃金支払い回数

具体的な金額は地方最低賃金審議会で決定されます

中央の審議会は、47都道府県が自主的に額を決めるにあたり、全国的な整合性を確保するため、地方審議会に引き上げ目安を示しています。具体額が決まったら、地方の官報に公示され、30日後から法的効力を持ちます。

ランクとは

都道府県別に20の指標（所得・消費関係、賃金・初任給関係、企業経営関係）をもとにA B C Dと都道府県ごとにランクされ、概ね5年ごとに見直しがされています。

地賃の決定基準は3つ

労働者の生計費 労働者の賃金
通常の事業（正常な企業経営）の賃金支払能力

現在の地賃は左表の2011年度のとおりです

- ・ 昨年の改定額の全国加重平均は7円。
- ・ 具体的な引き上げ額は、8月上旬から各都道府県で審議されます。労働側の窓口は、地方連合会です。
ぜひ、地方地賃労働側委員に激励をお願いします。

生活保護との整合性、乖離は11都道府県

- ・ 原則として2年以内で解消。
- ・ 憲法第25条のとおり最低限の生活ができる地賃水準が確保されるべきですが、網掛けの11の都道府県が生活保護水準より低い実態にあります。

詳しくは <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200002g9ku.html>